

市廃審 第28-001号
平成28年8月19日

市川市長 大久保 博 様

市川市廃棄物減量等推進審議会

会長 三橋 規 宏



市川市廃棄物減量等推進審議会の会議結果について(報告)

このことについて、第80回市川市廃棄物減量等推進審議会会議録を市川市廃棄物減量等推進審議会規則第3条第4項の規定に基づき作成しましたので、報告いたします。

なお、当審議会の設置趣旨及び活動を広く市民に知っていただくため、会議録につきましては必要に応じて公表することについては差し支えありません。

《会議録》

- [会議名称] 第80回 市川市廃棄物減量等推進審議会
- [開催日時] 平成28年7月13日(水) 10時15分～11時30分
- [開催場所] 市川市役所 本庁舎 3階 第1委員会室
- [出席委員] 三橋規宏委員、松本定子委員、金子正委員、大場諭委員、岩田元一委員、福島満委員、原木一正委員、安東紀美代委員、柳沢泰子委員、稲垣操委員、石井静雄委員、宮方英二委員(以上12名)
- [事務局等] (1)清掃部 吉野部長、高橋次長
(2)循環型社会推進課 秋本課長、松丸主幹、杉山主幹、道家、松丸、大門、佐々木、堀川、岡
(3)清掃事業課 金子課長、浅生主幹
(4)清掃施設計画課 川島課長
(5)クリーンセンター 椎名副参事
- [傍聴者] 無し
- [会議次第] (1)開会
(2)議題
会長及び副会長の選任について
(3)報告
1.さらなるごみの減量・資源化に向けた今後の進め方について
2.平成27年度のごみ排出量等の実績について
3.次期クリーンセンター施設整備事業について
4.その他
(4)閉会
- [配付資料] 資料1 さらなるごみの減量・資源化に向けた今後の進め方について(概要版)
資料2 さらなるごみの減量・資源化に向けた今後の進め方について
資料3 ごみ減量・分別に関する広報・啓発の強化について
資料4 ごみ収集回数の削減とごみの減量・分別方法について
※市民説明会における資料一式
資料5 平成27年度のごみ排出量等
資料6 次期クリーンセンター施設整備事業についての実績について
- [会議概要] 会長及び副会長の選任を行った後、配付した資料に基づき、事務局から報告を行い、これに対して各委員が意見や感想を申し述べる形式で審議会を進めた。

〔会議詳細〕

【開 会】 午前 10 時 15 分

秋本課長：はじめに、本日の審議会の進行についてですが、今回の審議会の会議では、改めて、会長及び副会長を選任する必要があります。

会長を選任するまでの仮議長として、私が進行を務めさせていただきたいと存じますが、皆さま、よろしいでしょうか？

— 各委員「異議なし」の声と拍手での承認 —

秋本課長：ありがとうございます。

それでは、ただ今より「第 80 回市川市廃棄物減量等推進審議会」を開会いたします。

本日の会議には、委員 15 名の方の半数以上が出席されており、本審議会規則第 3 条第 2 項に定める会議開催の要件を満たしておりますので、本会議は成立いたします。

なお、本日の議題の中には、非公開情報が含まれておりませんので、公開会議であることをご了承いただきたいと思います。

なお、今回傍聴者はありません。ご報告をいたします。

【会長の選任】

秋本課長：それでは、議題 1 「会長及び副会長の選任」を行います。

会長及び副会長につきましては、本審議会規則第 2 条において、「委員の中から互選する」こととなっております。

はじめに、会長を選任したいと存じます。委員の皆さまから、立候補、若しくはご推薦がございましたらお願いいたします。

原木委員：これまでの実績を踏まえまして、三橋委員に是非お願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

秋本課長：他にございますでしょうか。今、原木委員より三橋委員に会長をお願いしたいというお声がありました。皆さまよろしいでしょうか。

— 各委員「異議なし」の声と拍手での承認 —

秋本課長：三橋委員よろしいでしょうか。

三橋委員：はい

秋本課長：ありがとうございます。それでは、会長に、三橋委員を選任することに決まりました。恐れ入りますが、三橋会長には、会長席へ移動をお願いいたします。

— 三橋委員、会長席へ移動 —

秋本課長：ここで、三橋会長よりご挨拶を頂戴したいと思います。よろしくをお願いいたします。また、これ以降の議事進行は、当審議会規則第3条の規定に基づき、三橋会長に議長をお願いしたいと存じます。

三橋会長：昨年のごみの有料化の問題を巡って、委員の皆さんには非常に真剣かつ有意義なご討論をしていただいて、非常に良い答申ができたと思います。あとはその答申に従って、しかるべき手順に沿って実行していただくということで、市川市の廃棄物減量等、様々な事業が潤滑に進むかと思えます。これもひとえに皆様のご努力のおかげということで、改めて感謝いたします。また、今回は新しい陣容で審議会がスタートします。市川市のごみ減量等について引き続き皆様の活発かつ有意義なご提案、ご意見をお出ししていただく会議の場として、この審議会を盛り上げていただければありがたいなと思えます。それではよろしくをお願いいたします。

【副会長の選任】

三橋会長：それでは、続きまして、副会長の選任に入りたいと思います。

これは私の権限ということで進めさせていただきます。

委員の皆さんより立候補若しくは推薦がございましたら、お出しいただきたいと思えます。もし無いようでしたら、私の方から、これまでの経緯を踏まえて、引き続き、松本委員を推薦したいと思います。いかがでしょうか。

— 各委員「異議なし」の声と拍手での承認 —

三橋会長：それでは、松本委員にお引き受けいただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

松本委員：はい。よろしくをお願いいたします。

— 松本委員、副会長席へ移動 —

【事務局への資料説明依頼】

三橋会長：それでは早速ですけれども、審議会を進めたいと思えます。本日は事務局からいくつかの報告事項がございます。まず資料1から4「さらなるごみの減量・資源化に向けた今後の進め方について」の報告についてお願いいたします。

【報告1】(資料1～資料4)

秋本課長：それでは、資料1～資料4についてご報告させていただきます。

<資料1 さらなるごみの減量・資源化に向けた今後の進め方について (概要版)>

<資料2 さらなるごみの減量・資源化に向けた今後の進め方について>

本年5月にとりまとめた「さらなるごみの減量・資源化に向けた今後の進め方」につきましては、とりまとめた後に、委員の皆様にも、資料を送付させていただいておりますが、その内容について、改めてご説明いたします。

資料1は概要版、資料2は本編でございますが、本日は資料1を用いて、ご説明させていただきます。

資料1「さらなるごみの減量・資源化に向けた今後の進め方について(概要版)」をご覧ください。

(これまでの検討経緯)

まず、これまでの経緯についてですが、本市のごみ処理においては、

- 最終処分場がない
- クリーンセンターが老朽化している
- 分別排出が不十分であること

といった課題を抱えております。

そこで、この課題へ対応し、ごみ減量・資源化を推進するための3つのプラン、

- 家庭ごみ有料化
- 戸別収集の導入
- ごみ収集回数の削減

について、検討を進めて参りました。

検討にあたりましては、昨年度、市民説明会・意見交換会を計51回開催いたしました。

意見交換会等でいただいた主なご意見としましては、家庭ごみ有料化について、

- 有料化の前に広報・啓発を強化すべき
- 有料化ありきではなく他の方法を検討してほしい

戸別収集の導入については、

- 戸別収集はデメリットの方が多いのではないかと

といったご意見がございました。

(市民アンケート)

また、意見交換会や郵送、登録制のアンケート制度である通称e-モニター制度によって、市民アンケートを実施し、延べ3,334人の方から回答をいただきました。

その結果、「家庭ごみ有料化」につきましては、「導入すべき」または「導入もやむを得ない」と答えた方の合計が約5割となりました。

「戸別収集」につきましては、「実施したほうがよい」と答えた方が、約2割にとどまる一方で、実施しなくてよいと答えた方が、5割を超えました。

「燃やすごみの収集回数の削減」については、「導入すべき」または「導入もやむを得ない」と答えた方の合計が、約7割ございました。

（市川市廃棄物減量等推進審議会）

次に当審議会では、昨年7月に、「さらなるごみの減量・資源化に向けた新たな施策について」市長から諮問を受け、6回の審議を重ね、本年1月に答申をいただきました。

答申では、

「家庭ごみ有料化」については「導入を推進すべき」

「戸別収集の導入」については「時間をかけて慎重に取り組むべき」

「ごみ収集回数の削減」については「削減することが適当である」

とのご指摘をいただいております。

市としましては、これらの経緯を踏まえまして、市民の皆さんからのご意見や、当審議会の答申を総合的に勘案した結果、次のとおり、今後の進め方を取りまとめましたのでございます。

（先行して実施する施策）

まず、先行して実施する施策といたしまして、「ごみの減量・分別に関する広報・啓発の強化」を本年度より実施し、「ごみ収集回数の削減」を平成29年の4月1日から行うこととしました。

ごみ減量・分別に関する広報・啓発の強化については、分別とごみ出しルールの徹底や生ごみ減量に重点を置くこととしております。なお、今年度、実施予定の内容については、後ほど「資料3」にてご説明いたします。

続いて、ごみ収集回数の削減について、その目的は、ごみの減量・分別促進と、収集の効率化です。

具体的な削減の内容は、燃やすごみを週3回から週2回に、燃やさないごみ・有害ごみを週1回から月2回に、ビン・カンを週1回から月2回に削減いたします。最後に、移行に伴う対策として、収集曜日の変更は市民生活への影響が大きいことから、市民説明会等の実施によって市民への周知徹底に努めます。

また、大型ごみ以外の全ての品目については、原則として、祝日の収集を行うことといたしました。

（引き続き検討して行く施策）

次に、「家庭ごみ有料化」と「戸別収集の導入」は、引き続き検討していく施策として位置づけております。

「家庭ごみ有料化」については、先行して実施する施策による、ごみの排出量の推移等を踏まえて、制度の実施について判断してまいります。

また、「戸別収集の導入」については、コストの増加をはじめとする、導入時の

留意点が多いことや、市民アンケートで、現状の方式のままで良いとの意見が多かったことから、対象を限定した導入とすることも含めて、検討を継続することといたしました。

<資料3 ごみ減量・分別に関する広報・啓発の強化について>

続いて、資料3をご覧ください。こちらでは、さらなるごみの減量・資源化に向けて先行して実施するプランである、「ごみの減量・分別に関する広報・啓発の強化」について、今年度の実施予定の事業の概要をまとめております。

1. ごみ収集回数の削減とごみ減量・分別の方法の周知

ごみ収集回数の円滑な実施と、ごみの減量と分別の促進を図るため、ごみ収集回数の削減について、広く周知を行うとともに、雑がみやプラスチック製容器包装類の分別、生ごみの減量方法など、具体的なごみの減量・分別の方法について情報の提供を行います。

(1) 市民説明会の開催

主な実施内容としましては、(1)にあります各自治会などを対象とした市民説明会を本年7月より開始しております。

今後の開催予定としましては、自治会ごとの開催が自治会数と同数の226回、自治会に加入されていない方を含めた全市民を対象にした説明会を5回、その他の団体などを対象にした説明会を約20回、合計でおよそ250回の市民説明会を来年の1月にかけて開催する予定でございます。

なお、各自治会に対しましては、個別に、開催日時や会場を調整させていただいており、現在のところ、約130の自治会での開催日程が調整済みとなっております。

(2) 駅前該当啓発活動

続いて、(2)の駅前街頭啓発活動でございます。

幅広い市民の皆さんに、ごみ出しルールや、ごみ収集回数の削減について知っていただくために、朝夕の通勤時間帯に駅前の街頭で啓発用のポケットティッシュ配りを行うものです。

本年の5月分については、ごみ出しルールの遵守を呼びかける内容のものを配布しました。

今後の実施予定としましては、10月と来年の3月に、ごみ収集回数の削減についてお知らせする内容のものを配布する予定です。

(3) その他

続いて、(3)のその他の周知方法としまして、

○市の公式ホームページ

- 広報いちかわへの掲載
- ごみ集積所における看板などによる周知
- ごみ収集車両や公用車へのステッカーの貼り付けのほか
- 周知用チラシの全戸配布を予定しております。

以上の取り組みを通じて、ごみ収集回数削減を円滑に実施するため、市からの情報が届きにくい市民の方々に対しても、様々な手段によって周知を図ってまいります。

2. ごみ分別アプリのリリース

次に、2点目として、ごみ分別アプリのリリースでございます。

このアプリは、ごみ出しの利便性と確実性の向上を図るために、ごみ分別や収集日等の情報を、スマートフォンの利用者に、わかりやすく提供するものです。

アプリの主な機能としましては、

- 検索機能を備えたごみ分別辞典
- ごみ収集カレンダー
- アラート機能
- 市からごみに関する情報を提供するお知らせ機能

などを予定しております。

また、デザインについては、従来からの本市の清掃キャラクターである、キラリン・ピカリンを用いた親しみやすいものとする予定です。

なお、**本年10月に運用開始を予定**しており、現在、システムの構築を進めておるところでございます。

3. 集積所啓発活動の実施

次に、3点目としまして、集積所啓発活動の実施でございます。

こちらは、昨年度に実施した不適正排出状況の調査において、排出状況の特に悪かった集積所と、これに隣接する集積所で、早朝に啓発活動を実施するものです。

年間、延べ**約6400箇所**の集積所で啓発活動を予定しています。

なお、昨年度は、市内全域の集積所を対象に、燃やすごみの調査を実施しました。調査の結果、全集積所の**23.5%**に指定袋を使わない、不適正な排出が認められたため、不適正に排出されたごみ袋の取り残しを行っております。

また、全集積所の**8.4%**では、不適正に排出された燃やすごみが5袋以上あり、排出状況が特に悪い状況がみられました。

本年度は、昨年度の調査結果に基づき、集積所での啓発活動を実施して、ごみ出しルールの遵守を図るとともに、集積所の追跡調査を行うことで、啓発活動の効果について検証し、より効果的な啓発方法の検討を進めてまいります。

<資料4 ごみ収集回数の削減とごみの減量・分別方法について>

続いて、資料4をご覧ください。

こちらは、既に今月から実施しております、「ごみ収集回数の削減とごみの減量・

分別方法についての説明会」で使用している資料でございます。

詳細な内容の説明は大変恐縮ではありますが割愛させていただきますが、前半部分ではごみ収集回数を削減することを決定した背景として、

- ごみ収集量の推移
- 市内にごみの最終処分場がない

といった、本市のごみ処理の課題、また、それを踏まえました、新たな3つのプランの検討経緯であります、市民説明会や意見交換会と市民アンケートの結果、審議会の答申の概要に関する内容となっております。

その上で、市として決定させていただいた、「さらなるごみの減量・資源化に向けた今後の進め方」と、具体的なごみ収集回数の削減内容や、移行に伴う祝日収集の実施といった、内容をご説明しております。

後半部分は、具体的なごみの減量・分別方法に関しまして、そのポイントとなる、

- 「雑がみ」と「プラスチック製容器包装類」の分別
- 生ごみの減量方法や臭い対策

についてご説明しています。

資料には、

- 地区ごとの新しい収集曜日等のチラシ
- 雑がみの出し方
- プラスチック製容器包装類の出し方
- 生ごみの臭い対策のアイデアを紹介したチラシ

を付け加えて、当日、配布しております。

なお、説明の際、分別に関しては、雑がみやプラスチック製容器包装類の実物を使いまして、実演方式で、対象となるものや、ならないものを分かりやすくご理解いただけるよう努めております。

さらなるごみの減量・資源化に向けた今後の進め方についての、説明は以上でございます。

【報告1の質疑応答】

三橋会長：それでは、今「さらなるごみの減量・資源化に向けた今後の進め方について」ご報告をいただきました。これについて、ご意見・ご感想などあればお出しください。

三橋会長：もう既に皆さんご承知の事がほとんどだろうと思いますので、特に無ければ次に進めますが、いかがでしょうか。

原木委員：資料3について。先ほど自治会226に対し決定が現在130とのことだが、それ以外の自治会はどのような状況になっているのでしょうか。前向きに検討していただいているのか、回答が無いのかなど。

秋本課長：自治会への働きかけとしては、まず自治会連合会の総会において、自治会ごとに、収集回数削減等についての説明会を開催したい旨を伝えました。その際にアンケートをお配りしました。アンケートは説明会の開催希望日を調査するもので、第1希望から第3希望までの日程を回答いただき、それに基づいて職員が自治会長のところへ連絡、開催日について調整しているところです。説明会が決定していない残りの自治会については、先ず、アンケートがまだ回答いただけていない自治会には、ご連絡をして開催の働きかけをして参ります。その他の自治会については、説明会を開催する予定ではあるが、具体的な日程は役員会にかけてからといった回答をいただいていることからこのような状況となっているところです。

三橋会長：よろしいでしょうか。それでは私からも資料3の3番目の、集積所啓発活動の実施のところで、排出状況が特に悪い集積所で、なぜ取り残しができるのでしょうか。

秋本課長：取り残しにつきましては、指定袋で排出をしていただけていない物などに関して取り残しをしております。

三橋会長：要するに、指定袋を使っていないから回収しないということですね。

秋本課長：補足の説明をいたします。取り残すごみに関しましては、「指定袋で出してください」という警告ステッカーを貼って、次回からは指定袋で出していただく働きかけを行っております。

三橋会長：要するに、指定袋に入れて出さなければ回収しませんということが徹底していなかったから、こういった事が起こったということですね。それとも知っていても面倒だから違う袋で出してしまうということでしょうか。

金子委員：最後はどうなるのか。

金子課長：周辺環境に影響が出ますので、ステッカーを貼って概ね2、3日後には収集をするようにしております。

福島委員：指定袋を使っているかという外観ではなく、中身が分別していない袋の取り残しは行われているのか。

金子課長：中身につきましては、明らかにおかしいものはステッカーを貼って取り残す場合もあります。

松本委員：道路沿いの集積所を12軒で利用している。ステッカーを貼られている袋は、他のところから、夜に持ってきて置いていくもので、中身も曜日に関係なく、燃や

すごみの日にビン・カンをまとめて置いていたり、甚だしい。地域のモラルの問題なのか、自分の地域は全くやっけていなく、関係の無い所から来る方がやるので、非常に困っている。

金子課長：市内にそういったケースは多くあります。そういう場合に取残しがあると、近隣の方が迷惑をするので、そのような時は清掃事業課にご連絡いただければ収集いたします。そのような場合、できるだけ張り紙をお願いしたり、市でも看板をつけて周知をしています。

三橋会長：よろしいでしょうか。なんとなく釈然としない感じでは有りますが。

松本委員：認知症の人などは、自分の家の前の集積所ではなく、別の集積所に行ってごみの袋を開けて集積箱に入れて行くなどのケースもある。悪質なのは他地域から持ってくるのが悩みのタネである。

岩田委員：市川市は外国人が多くいらっしゃるが、広報に関して、外国人の方へどうアプローチされるのか。広報誌やこれから作るアプリは、外国語版が予定されているのか。

秋本課長：外国人の方につきましては、啓発用のチラシを用意しております。アプリについては外国語での表示も検討はいたしました。アプリの機能である「ごみの収集カレンダー」に燃やすごみの日には炎のマークを使うなど、外国の方もわかりやすいマークを使って理解を求めていくという形を考えております。

三橋会長：外国人の場合には、そういった啓発をする事によって効果は上がっているのか？あるいはこれから啓発を徹底していこうということなのか？チラシはいくつかの国の言葉で表示しているのですか？

松丸主幹：現在でも分別のチラシについては、英語、中国語、韓国語を中心にして、多言語で作っております。また、先ほどの取残しに関するところでも、居住者の方で外国の方がいるという情報が明らかになった場合は、対応する外国語版をボランティアの方に頼んで作ってもらって、集積所に貼ったり、近隣にチラシを配ってみたりなどの工夫をしております。また、今後につきましても市川市は外国人が多い地域であるので、効果を見ながら他の方法も検討していきます。収集回数の削減を周知するという事についても、外国人の方にも周知する事は大切ですので、それについても工夫し、試行錯誤を重ねながら進めていきます。

三橋会長：特に外国人のマナーが悪いとか、そういう事ではなくて、市川市のごみ出しのルールを知らないから、それを徹底させれば良くなるという認識ですか。あるいは外国人のごみの排出の仕方ですら困るといふことが多いのでしょうか。それによ

って対策も違ってくる。

松丸主幹：一律に外国人だからマナーが悪いということでは無いと思っております。ただし、市からの情報が伝わりにくい、特に日本語での情報が伝わりにくいという方が多くいらっしゃいますので、そのような方たちに対しては、その方たちがわかる言語を使って、周知できる方法を考えております。共同住宅については、管理会社がどのような方が住んでいるのか情報を持っているため、管理会社と協力するなどして工夫をしている。

金子委員：資料4の17、18。雑がみとは、雑がみで出せない紙ごみとあるが、雑がみも結果的には製紙会社へ行って原料となる。ここに出してはいけない紙ごみがいくつあるが、紙が出来上がってくると変な原料が入ってきているから仕上げを待てということで保留品が大変多くなる。いわゆる禁忌品が入っている。最大に困っているのが捺染紙といわれている、繊維を染めるために使われる紙。繊維を染めた後に残る紙がある。これが入ってくると、白い紙が1週間も経つと色がついてしまう。この説明の中にもあるが、市民はあまり関心が無いかもしれないが、製紙会社にとっては重大な問題なので、出せない紙に対する意識をどうやって市民の方に周知してもらえるのか。是非強力に周知してほしい。捺染紙と言ってもわからないと思う。よく子供雑誌の付録などに使われている。その紙が雑がみとして出されると困る。是非各自治会の説明会で強調してほしい。せっかくリサイクルのために出してもリサイクルにならなくなってしまう。

秋本課長：雑がみについては、収集回数の削減についての説明が終わった後に、ごみの減量・分別のポイントとして、別の資料を使って説明しております。その際、雑がみとはどういうものかを知っていただくために実物をお示ししており、雑がみとして扱えないものも実物を用意しております。捺染紙についても「詰め物に使われる紙」として雑がみとして取り扱えない旨を説明しています。私どもも製紙工場を見学した際、捺染紙A4サイズ1枚分が混ざるだけで約100t分のロール紙に影響が生じることを聞いておりますので、そのことをリサイクルできない例として市民の方々に紹介しているところです。委員ご指摘の状況がございましたので、今後、一層力を入れてやっていきたいと思っております。

金子課長：とはいえ集積所で出されるケースも有ります。委託している資源回収業者にも収集する段階での注意と、4つの問屋に紙を運んでいるのですが、その問屋さんにも注意するようにお願いしております。

三橋会長：雑がみに出せない紙ごみは結構あるのですか。

松本委員：有ります。

三橋会長：では徹底してやってください。

松本委員：雑がみに関しては、循環型社会推進課より依頼が有り、ケーブルテレビの取材を受けまして、先月放映されて、反響があります。捺染紙について実物を使って説明したが、よくわかった。アイロンプリント紙は外国の商品を包んでいるものが多い。実物を使っての説明会は参考になると思う。紙コップもロウが塗ってある。この辺もちゃんとした説明をすると市民にも納得いただけると思う。

三橋委員：この貴重な意見を参考に進めていただきたい。

それでは次の報告、平成27年度のごみ排出量等の実績についてお願いします。

【報告2】(資料5)

秋本課長：(2)平成27年度のごみ排出量等の実績についてについてご報告させていただきます。資料5をご覧ください。

<資料5 平成27年度のごみ排出量等の実績について>

平成27年度のごみ排出量等の実績について、ご報告いたします。

資料5をご覧ください。

1. 総排出量

まず、人口とごみ排出量の推移です。

人口については、平成27年度は平成26年度と比べて、約4,000人、0.8%の増加となりました。一方、総排出量は、約800トン、約0.6%の減少となっております。

総排出量の内訳について、下の表でお示ししておりますが、ごみの収集量は全体的に減少傾向でございます。

この要因としては、平成26年4月に実施された消費増税の引き上げに伴う、市民の消費行動への影響が考えられます。

総務省統計局の実施している家計調査結果におきましても、家計消費支出は平成26年度以降2年連続の減少となっており、消費の減少に伴ってごみの排出量が減少したことが考えられます。

また、資源物につきましても、消費の減少によるほか、容器類については軽量化の影響や、紙媒体については電子端末の普及などに伴う、減少傾向が続いていることが考えられます。

一方で、資源物のうち、一部の品目で収集量が増加しております。

特に、ダンボールは約100トン、率にすると約3%の増加となっており、通信販売が普及し、配達時に使用されたダンボールの増加が要因として考えられます。

また、布類の収集量も、約50トン、率にすると約12.9%の増加となっており、要因としては、平成26年4月から「冬物衣類」を「布類」として排出できるようになったことが、市民に少しずつ定着してきたことで、「布類」の収集量の増加に

つながったと推察されます。

2. 1人1日当たり排出量

続いて、2ページをご覧ください。

2ページから4ページには、基本計画で数値目標を定めております指標に関する推移を示しております。

2ページの、資源物を含めた、1人1日あたりの排出量につきましては、基準年である平成25年度から**32g減少**しております。

下のグラフにある、家庭ごみの収集量の内訳を見ますと、資源物の収集量も減少しておりますが、1人1日あたり家庭ごみ収集量が、平成26年度から27年度で**マイナス10g**と、ここ数年間では、比較的多く減少しております。

3. 資源化率

また、3ページの資源化率については、26年度と27年度では、数値の変化がございませんでした。

分別を徹底することに加えまして、将来的には、焼却灰の再資源化の拡大を図っていくことも課題と考えられます。

4. 焼却処理量

次に、焼却処理量ですが、ごみの焼却量に関して、一定の進捗は認められるものの、目標値の達成には、ごみ減量・分別の徹底を図っていくことが必要な状況にあると言えます。

5. 最終処分量等

4ページは、最終処分量の推移です。これもごみの焼却量と同様に、一定の進捗はあるものの、目標値の達成には、ごみ減量・資源化のペースを上げることが必要な状況にあるものと考えております。

6. 主要な施策の実施状況

なお、5ページには、昨年度の主要な施策の実施状況をまとめてございます。ごみ処理基本計画において重点的に取り組む事項として定めております内容や、新規の事項を中心に、ご説明をいたします。

(1) さらなるごみの減量・資源化に向けた3つのプランの検討

まず、先ほど資料1でご説明しましたとおり、昨年度から開始しました、さらなるごみの減量・資源化に向けた3つのプランの検討についてです。市民の皆さんからのご意見や当審議会からいただいた答申を踏まえて、さらなるごみの減量・資源化に向けた今後の進め方を本年5月に策定したところでございます。

(2) 広報・啓発の強化

広報・啓発の強化に関しましては、3つのプランの説明会などとは別に、自治会や小学校などで、計54回の出前説明会を開催しております。

(3) 生ごみの減量

生ごみの減量に関しては、コンポストの購入補助が76基で、26年度の46基と比べますと増加がありました。

(4) リユースの促進

続いて、(4)リユースの促進として、大型ごみとして収集を申し込まれたごみの中から、リユース可能な家具等の回収を試行的に実施いたしました。

また、民間のリユースショップを紹介するページを市川市公式ホームページ上に公開しております。

(5) 事業系ごみの減量・資源化対策

次に、(5)事業系ごみの減量・資源化対策については、

少量の事業系資源物についても、資源化を促進するために、クリーンセンターにて、事業系のダンボールとカンの別降ろしによる回収を開始しております。

(6) 不適正排出対策の強化

次に、(6)の不適正排出対策の強化につきましては、平成27年の2月から市内全域の集積所、約21,000箇所を対象に順次実施してまいりました。

内容としましては、先ほど、資料3でもご説明をいたしましたとおり、指定袋以外で排出された「燃やすごみ」の調査および取り残しを実施いたしました。

また、排出状況の特に悪い集積所につきましては、注意看板を設置することで、排出ルールを守っていただけるように取り組みを行っております。

なお、共同住宅の場合には、管理会社に居住者への指導を依頼してきたところがございます。

(7) クリーンセンターの建て替え計画の具体化

最後に、(7)クリーンセンターの建て替え計画の具体化については、平成28年1月に、次期クリーンセンター施設整備基本構想を策定しております。なお、この点については、次の報告事項にて、ご説明をさせていただきます。

平成27年度のごみ排出量等の実績についての、報告は以上でございます。

【報告2の質疑応答】

三橋会長：それでは、今の報告について、ご意見・ご感想などあればお出してください。

三橋会長：よろしいでしょうか。全体としては26年度よりは少しだけでも改善していると

いう所がありますかね。それでは特に無いようであれば次の報告、次期クリーンセンター施設整備事業についてお願いします。

【報告3】(資料6)

川島課長：次期クリーンセンター施設整備時基本構想について報告させていただきます。資料6をご覧ください。

<資料6 次期クリーンセンター施設整備事業について>

I. 次期クリーンセンター施設整備基本構想

1. 基本構想策定の目的

次期クリーンセンター施設整備基本構想は今年の1月に策定しておりますが、目的でございますが、クリーンセンターの老朽化に伴いまして、安定的な廃棄物処理の継続のため、中長期的な視点での施設整備方針を検討する必要があることから、本市の状況に適した施設整備の基本的方向性を示したものでございます。

2. 施設整備基本方針

その基本方針としましては5つの大きな柱を立てたところです。

①効率的に熱エネルギーを回収する施設とする

1番目として、効率的に熱エネルギーを回収する施設とします。ごみ処理の過程で発生する熱エネルギーを効率的に回収するとともに、省エネルギーの推進により、地球温暖化防止に寄与する施設とします。いわゆるサーマルリサイクルの考え方もございます。

②安全性・安定性に優れた施設とする

2番目として、安全性・安定性に優れた施設とします。日々発生するごみを滞りなく安定的に処理することができ、長期的なごみ質の変動に対応できる施設とします。安定処理の実現のため、安全性に優れた信頼性の高いシステムを採用します。市川市は清掃工場が1施設しか有りませんので、ここが何かトラブルなど起きますと、ごみ処理に影響がございました。

③災害に対して強靱な施設とする

3番目に、災害に対して強靱な施設とします。災害時にも安定的なごみ処理を継続することができ、災害廃棄物の処理を継続的に行うことができる施設とします。

④市民への情報発信の拠点となる施設とする

4番目に、市民への情報発信の拠点となる施設とします。ごみ処理事業に関する関心を市民に深めてもらうため、環境啓発の場として情報発信を行える場とします。現在も市内の小学4年生が、年間約4,000人クリーンセンターに施設見学を訪れて、環境啓発の場としておりますので、さらなる情報発信の場としていきます。

⑥経済性に優れた施設とする

5番目に、経済性に優れた施設とします。前述の4つの基本方針を実現するためには、施設整備及び管理・運営に係る財政支出を可能な限り低減した施設とします。

3. 基本的方向性の検討

○建設候補地

この5つの基本方針の下に、今後、基本計画、建設等へ向かっていきますが、建設候補地につきましては、現在のクリーンセンターの南側と余熱利用施設クリーンSPA市川との間の空地を利用して建設を行う予定です。

○施設規模

施設規模につきましては、現行のクリーンセンターは600 t/日の焼却処理施設でございますが、ごみの減量化の取り組みもありまして、現段階では386 t/日の施設規模で検討をしております。

○概算工事費

概算工事費につきましては約274億円。これは平成26年度の実勢価格を基に算出したものでございますが、東京オリンピック等の事もありますし、建設単価は変わっておりますので、今後必要に応じて見直しを行ってまいります。

○公害防止基準

公害防止基準については、法規制値に対して自主規制値としてそれぞれ低い自主規制値を設ける予定でございます。

II. 事業スケジュール

今後の事業スケジュールですが、平成27年度にこの基本構想を策定し、パブリックコメントを実施したところです。今年度は既に基本計画の策定に着手しており、また建設候補地の地質・土壌調査、また環境影響評価いわゆる環境アセスメントを4年間に渡って実施し始めたところです。平成30年、31年に建設事業者の選定を行い、平成32年度から工事着工に入り、平成36年度に新クリーンセンターの稼動開始を計画しております。

次期クリーンセンターの施設整備事業についてはこのようになります。以上です。

【報告3の質疑応答】

三橋会長：それでは、今の報告について、いかがでしょうか。

原木委員：③の災害に対して強靱な施設とありますが、確かあの辺りは海拔1mぐらい。市

川市の津波の想定は最大2.6m程度だったと思うが、津波への対策は考えているのでしょうか。

川島課長：高潮対策、津波に対する対策、耐浪性を検討しております。例えばごみピットを津波の浸水想定ラインより低くしてしまいますとごみピットの中に水が入ってしまったり、発電機などの非常用設備も建物の上部に設置して、浸水する事が無いような設計で考えております。もちろん耐震基準等も含め、災害が起きてでも継続して使える施設として検討し、今後作っていく予定です。

金子委員：施設規模ですが、現在は600t/日ということは200t/日×3基の焼却炉ということですが、これを386t/日にするということは、焼却炉を2基にして、200t/日×2基を前提としているのか。同時に焼却処理量はあまり変化が無いこととの整合性は。仮にギリギリであるとすればメンテナンスの問題は。3基が2基になるのか、変わらず3基のままなのか、具体的な数字も検討していると思うので説明してほしい。

川島課長：今の焼却炉は今200t/日を3基構成です。今後は200t/日弱の焼却炉を2炉構成にするか、3炉構成にするか、これもあわせて今年度計画している基本計画の中で策定してまいりたいと思います。

処理炉数が2炉になりますと、費用面のメリット、施設をコンパクトにするメリットはございます。しかし市川市には清掃工場がこの1施設しか有りませんので、3炉を配備する安心感というものも一方で有ります。そのメリット・デメリットを検討しながら、2炉構成にするか、3炉構成にするか。このぐらいの規模だと2炉と3炉のちょうど分かれ目になる。これより少ない200t/日以下の自治体であればほとんどが2炉構成。これを境にして3炉構成とするか、2炉構成とするか非常に悩ましいところ。整備の状況については実稼動数というのがありまして、85日程度は点検等に必要と考えている。施設規模による算出式もあるので、今後じっくり検討してまいりたいと思います。

金子委員：減量対策を行っている最大の狙いの一つに、クリーンセンター建て替えをいかに小さく、安くするかといとこにあり、3基になると現状と変わらなくて、3基と2基では大きな違いが有る。年間処理量の推移が大きく変わってないと、このままではやはり3基となってしまう。当初の目的と大きく変わってきてしまう。2基を目指してというのが、本来の目的だと思うので、悩ましいところであるが、8年後には完成させなければいけないので、判断を間違えないようにしていただきたい。

福島委員：施設規模ですが、稼動時点の焼却量の減量を見込んでいる数字なのか、それに対する災害廃棄物の余力は10%も無いように思えるがこれで足りるのか。もう一点は経費について、オリンピックも控えており、最悪のスケジュールであ

るが、多少ずれる幅のようなものはあるのか。平成 26 年度からさらに実勢価格は膨らんでいるように思うので、経費的には厳しい状況であると思うのですが。

川島課長：処理量ですが、この 386 t / 日の処理規模の算定には「じゅんかんプラン 21」の目標値である 9 万 6 千 t の焼却処理量を基に算定している。平成 36 年度に向けて、ごみの減量が進まないとその規模では足りなくなってしまう。災害廃棄物も 8 % で算定しております。算定につきましては市川市震災廃棄物処理計画の約 8 万 1 千 t という焼却処理量から算出してしております。これにつきましても熊本地震もありましたので、新たなデータを基に見直しをしていきたいと考えております。

オリンピック単価に関しましても、発注年度が平成 30 年度ですので、幾分落ち着いているかとも考えられるが、いい状況ではない。スケジュールをこれ以上ずらすとクリーンセンターが稼動 30 年を過ぎますので、老朽化が進み稼動停止というリスクもあるので、スケジュールを容易に伸ばすことはできません。

三橋会長：他にいかがでしょうか。私からは資料 6 の公害防止基準について。自主規制値と法規制値とあるが、新しくできるクリーンセンターは日本全体に見ても最先端の施設となるのか。

ダイオキシン類と一酸化炭素は国と同じ基準であるが、それより上は相当改善されている数値となっている。この辺はどのように理解したらよろしいか。

川島課長：最先端かどうかということについては、ほとんどの近隣の市町村の公害防止基準とほぼ同様の基準である。現在の排ガス処理技術から考える最も妥当な数値である。ダイオキシン類については、法規制値と同じ数値だが、実際検出される数値もこれより 1 桁、2 桁少ない数値であるが、自主規制値をあえて厳しくする事は特に考えておりません。

三橋会長：次に（４）その他についてお願いします。

【報告 4】（事務連絡等）

秋本課長：今後の審議会の開催予定等につきまして、ご案内いたします。

次回の審議会の日程ですが、10 月頃の開催を予定しております。

日程の詳細につきましては、今後、改めて調整させていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

三橋会長：最後に、全体を通して何かご質問があればお願いします。

石井委員：市川市自体のポテンシャルということでは、人口増となる事を見込まないのか。

近頃は 48 万人を突破したという話も聞いている。今後、市川市がどうなって

いくのかが見込めないので伺いたい。

吉野部長：今後の人口の見込みですが、今は開発等もあるので一時的に増えている部分はあるが、日本全体としては出生率が依然と改善されていないので、このままですと将来的には人口は減っていくという予測をせざるを得ない。最近の市川市の人口調査でも将来的には減るという予想になりますので、出生率そのものが増えていかないと維持できないので、将来的には人口は減るということで計画を立てている状況です。

【閉 会】

三橋会長：他にございませんか。特に無いようであれば、本日の議題はこれで全て終了となります。

《三橋会長より話題提供》

～カリフォルニア州での厳しい排ガス規制等について～

三橋会長：それでは、以上をもちまして第 80 回市川市廃棄物減量等推進審議会を閉会します。

(閉会：午前 11 時 30 分)